

日連 15 第 696 号  
( 総 2 第 65 号 )  
平成 15 年 10 月 27 日

税制審議会会長 殿

日本税理士会連合会  
会長 森 金 次 郎

## 諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

### 記

#### 一、納税者番号制度のあり方と問題点について

( 諮問の趣旨 )

納税者番号制度は、納税者にそれぞれ番号を付して各種の取引を管理するものであり、適正な納税申告を担保するとともに、税務当局の調査や申告内容の確認に有効な制度であるといわれています。政府税制調査会は、昭和 54 年度の税制改正の答申において「利子・配当所得の適正な把握のためいわゆる納税者番号制度の導入を検討すべきであるとする意見(中略)が出されている。」としましたが、その後現在に至るまで結論が得られないままとなっております。

納税者番号制度については、税務行政の効率化に資するとともに、同制度の導入によって適正な申告納税を促す環境が整備されるともいわれています。しかしながら、付番の方法や制度の導入や運用にかかるコストの問題があるほか、その仕組みによっては、経済取引の活性化にも影響が生じるのではないかという指摘もあります。とりわけ重要な課題は、同制度の導入によりプライバシーが侵害されるのではないかという問題です。この点に関しては、平成 14 年 8 月から稼働している住民基本台帳ネットワークについて、個人情報保護の観点からさまざまな問題が指摘されているところです。

そこで、今後ますます電子化が進展するわが国において、納税者番号制度はどうあるべきか、その導入の是非とともに、仮に同制度を導入するとした場合に解決すべき問題のほか、同制度と総合課税制度との関連や金融・証券税制に与える影響など、広く総合的に検討していただきたく、貴審議会に諮問いたします。